

令和4年11月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和4年第11回）議事録

1. 開催日時 令和4年11月17日（木曜日）午後1時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（21名）

1番 齋藤 誠	14番 加藤 三敏
2番 畑山 留美子	16番 富樫 公一
3番 佐藤 喜勝	17番 伊藤 直子
4番 岡部 五一郎	18番 菅原文 克
6番 小野 晃一	19番 佐藤 秀孝
7番 大瀧 浪雄	20番 佐藤 源樹
8番 小松 健	21番 庄司 和夫
10番 佐藤 順	22番 伊藤 剛
11番 佐藤 崇	23番 吉尾 麻美
12番 佐々木 純一	24番 佐藤 系悦
13番 佐々木 知榮	

4. 欠席委員（2名）

5番 佐々木 亨  
9番 小松 幸夫

5. 議事日程第1号 令和4年11月17日 午後1時30分 開会

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 議案第82号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第5. 議案第83号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第6. 議案第84号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第7. 議案第85号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件

第8. 議案第86号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う貸借権設定の件

第9. 議案第87号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第10. 議案第88号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第11. 議案第89号 由利本荘市農業委員会農地改良届取扱要領の一部改正について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤 英 樹	次 長	小松 幸 月
農政班長	小松 貢 治	農地班長	二見 真 之
主 査	佐々木 崇 嗣	主 査	齋藤 身 子

主査(矢島庶務班)	石 垣 あゆみ	主任(岩城庶務班)	佐 賀 歩
主任(大内庶務班)	松 永 希	主事(東由利庶務班)	遠 藤 龍 介
主査(西目庶務班)	佐 藤 慎	主事(鳥海庶務班)	木 内 駿 佑

#### 8. 総会議長

佐 藤 系 悦

#### 9. 議事録署名委員

2 番 畑 山 留美子

3 番 佐 藤 喜 勝

#### 10. 会議の概要

##### ○議長

これより令和4年11月1日公示招集されました、令和4年第11回総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、委員総数23名中21名であります。

5番佐々木亨委員、9番小松幸夫委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、議案第82号から議案第89号までの計8件であります。

##### ○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

##### ○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、2番畑山留美子委員、3番佐藤喜勝委員の両名を指名いたします。

##### ○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

##### ○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

##### ○議長

日程第4、議案第82号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とします。  
事務局より説明を求めます

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第82号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第82号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第83号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます

○事務局

議案書2ページをご覧ください。取扱い8件です。

申請内容については記載のとおりです。

議案第83号1番から8番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

3番、4番について補足いたします。

譲受人の耕作面積が0㎡となっておりますが、新規就農ではなく元々農業をしておりました。現在所有している由利地域の全農地2筆を貸付していることから、農業経営からは退いておりましたが、譲渡人から、後継者がいないので譲受人自宅隣接農地を譲り受けてもらえないか、との相談を受け、検討した結果申請に至ったものです。そばを作付し、刈り取り等大きな作業は「石沢そば郷里の会」に作業委託しながら、日常的な圃場管理は譲受人が行うことで申請を受けており、問題ないものと考えております。

続いて5番について補足いたします。

申請内容は、譲渡人が農地所有適格法人である(農)東大社に貸付している農地を、譲受人に所有権移転した後に、譲受人が(農)東大社に貸付するものです。通常、所有権移転した農地をそのまま貸付けようとする場合は許可できませんが、農地法第3条第2項第6号、また「農地法関係事務に係る処理基準」第3の3(4)において、農地所有適格法人の常時従事者たる構成員に所有権を移転した後に同法人に貸付し、同法人が全部効率利用要件を満たす場合には許可することができるかとされております。なお、譲受人の耕作面積は同法人の耕作面積を掲載しております。

以上です。

○議長

議案第83号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りします。議案第83号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第84号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局（本荘）

（議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第84号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第84号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第85号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること、追認案件となるが悪質とは認められないことから申請を受理した。）

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、農振除外対象案件であるため、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、11月下旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可をする旨を説明する。）

○議長

議案第85号の説明が終わりました。

なお、議案第85号の現地調査につきましては、令和4年第9回総会議案第74号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、すでに報告を受けていますので、省略します。

ただいまの議案第85号の事務局説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第85号は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第85号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮

問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第86号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。

また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第86号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、17番伊藤直子委員。

○17番・伊藤直子委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第86号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第86号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第86号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案86号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第87号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、1番から3番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第87号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、

立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。また本案件は許可決定を受けた転用事業の廃止報告をしたうえで、申請漏れの1筆を含めて改めて申請があった旨説明を行った。

議案第87号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

議案第87号3番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

また、87号1番、2番については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を、87号3番については、秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、農振除外対象案件であるため、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、11月下旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可をする旨をそれぞれ説明する。)

#### ○議長

議案第87号1番から3番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

なお、議案第87号3番の現地調査につきましては、令和4年第9回総会議案第74号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、すでに報告を受けていますので、省略します。

調査員、4番岡部五一郎委員。

#### ○4番・岡部五一郎委員

(議案第87号1番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。

また、議案第87号2番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

#### ○議長

ご苦労さまでした。

次に、4番から6番につきまして事務局より説明を求めます。

#### ○事務局

(議案第87号4番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

議案第87号5番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

議案第87号6番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

また、議案87号4番については、秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可をする旨を説明する。

議案第87号5番、6番については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないが、農振除外対象案件となるため、11月下旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可をする旨をそれぞれ説明する。）

○議長

議案第87号4番から6番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

なお、議案第87号5番と6番の現地調査につきましては、令和4年第9回総会議案第74号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、すでに報告を受けていますので、省略します。

調査員、22番伊藤剛委員。

○22番・伊藤剛委員

（議案第87号4番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

次に、7番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第87号7番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

また、秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、農振除外対象案件であるため、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、11月下旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可をする旨を説明する。）

○議長

議案第87号7番の説明が終わりました。

なお、議案第87号7番の現地調査につきましては、令和4年第9回総会議案第74号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、すでに報告を受けていますので、省略します。

ただいまの議案第87号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第87号1番と2番および5番と6番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第87号3番と4番および7番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに議案第87号1番と2番および5番と6番につきましてお諮りいたします。

議案第87号1番と2番および5番と6番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号1番と2番および5番と6番は、申請が適法と認め、許可することに決定



いたしました。

次に、議案 87 号 3 番と 4 番および 7 番につきまして、お諮りいたします。

議案第 87 号 3 番と 4 番および 7 番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案 87 号 3 番と 4 番および 7 番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第 10、議案第 88 号「農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、申請地は 10 年以上耕作しておらず、雑木が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第 2 条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

議案第 88 号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、13 番佐々木知榮委員。

○13 番・佐々木知榮委員

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第 2 条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第 88 号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 88 号は、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号は、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第 11、議案第 89 号「由利本荘市農業委員会農地改良届取扱要領の一部改正について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第89号につきまして、事前にお配りしておりました資料「由利本荘市農業委員会農地改良届取扱要領新旧対照表」をご覧ください。

変更箇所でございますが、第2条農地改良の適用範囲について、面積要件を定めた第1項第2号の1,000㎡を2,000㎡に変更し、第2項を追加して、適用範囲で規定する数値を超えるものについては農業委員会と事前協議を行うことを定めるものです。

この改正案を議案上程するに先立ち、約1,500㎡の田について農地改良の相談を受けたところです。これまでの要領に従えば相談者の要望は対象外となりますが、農地改良は農地の地質を変更して、よりよく農地を農地として活用する目的のものであることから、杓子定規に面積要件を設けることはそぐわないと考え、10月17日に開催しました第4回農地委員会でご協議いただき、他農業委員会の要領も参考にしながら、今回の改正案をとりまとめ、お諮りするものです。以上です。

○議長

議案第89号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第89号は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案89号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後2時25分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長            佐   藤   系   悦

議事録署名委員       畑   山            留美子

議事録署名委員       佐   藤   喜   勝